

かわさきパラムーブメント推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 かわさきパラムーブメント推進ビジョン（以下「ビジョン」という。）に基づき、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指すことのできる共生社会の実現に向け、レガシー形成を進めていくため、かわさきパラムーブメント推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ビジョンに関すること。
- (2) レガシー形成に関すること。
- (3) 前各号に掲げるほか、かわさきパラムーブメントに関連する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長及び副本部長は、それぞれ副市長及び市民文化局長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会等)

第5条 推進本部を補佐するため、推進本部に幹事会を置く。また、第2条に定める事項を検討するため、必要に応じて推進本部にプロジェクトを設置することができる。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、幹事長が必要と認めるときは、他の者を追加することができる。

3 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

4 幹事長は、必要に応じて、幹事以外の者を会議に出席させることができる。

5 プロジェクトは、本部員が協議して設置し、所掌事務、構成員その他運営に関する事項を別に定める。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民文化局（パラムーブメント推進担当）において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部員

| |
|--|
| 総務企画局長 財政局長 経済労働局長 環境局長 健康福祉局長 こども未来局長 まちづくり局長 建設緑政局長 港湾局長 臨海部国際戦略本部長 危機管理監 市民オンブズマン事務局長 会計管理者 川崎区長 幸区長 中原区長 高津区長 宮前区長 多摩区長 麻生区長 上下水道事業管理者 交通局長 病院事業管理者 病院局長 消防局長 教育長 教育委員会事務局教育次長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 人事委員会事務局長 議会局長 |
|--|

別表第2（第5条関係）

| | |
|------|---|
| 幹事長 | 市民文化局担当部長（パラムーブメント推進担当） |
| 副幹事長 | コミュニティ推進部長、市民スポーツ室長、市民文化振興室長、労働・人材支援部長、障害福祉部長、指導部長、教育政策室長 |
| 幹事 | 各局区室企画主管、企画調整課長、公共施設総合調整室担当課長、行政改革マネジメント推進室担当課長、財政課担当課長 |